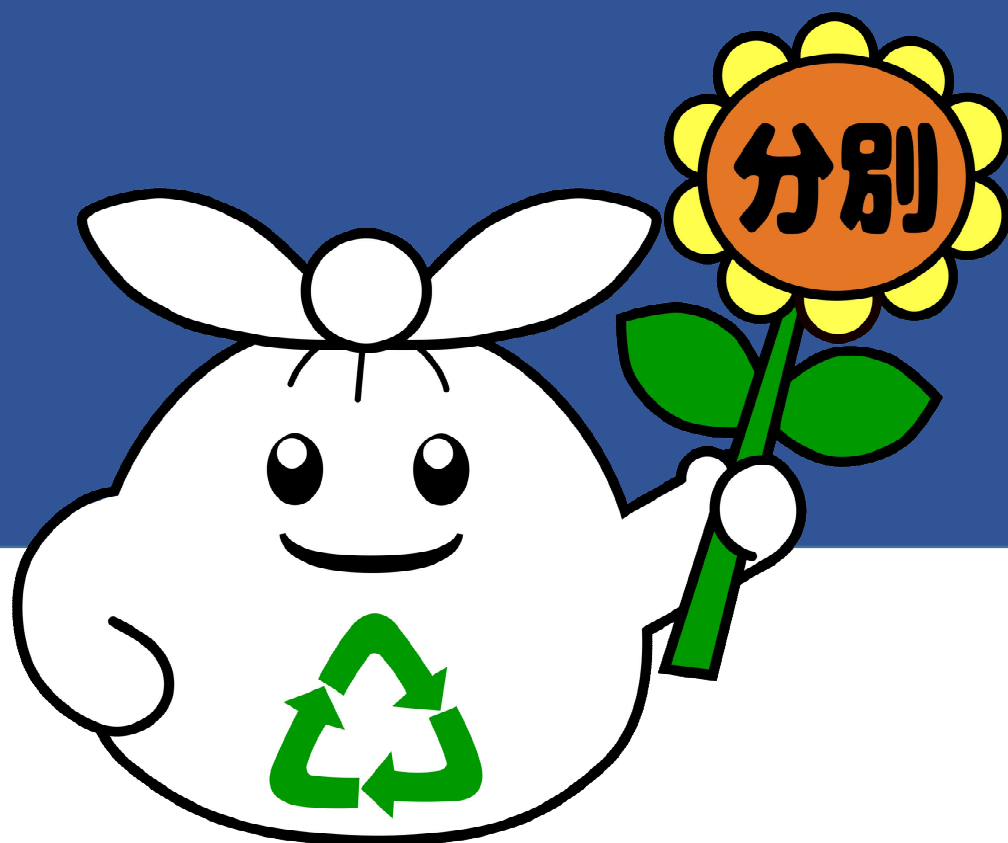


名寄市事業系 ごみ分別排出マニュアル



名寄市ごみ分別マスコットキャラクター

エコひまちゃん

名寄市市民部廃棄物対策担当

事業系ごみ（事業所から出るごみ）とは？

一般家庭から出されるごみと区別し、事業活動に伴って生じた廃棄物のことを「**事業系ごみ**」といいます。

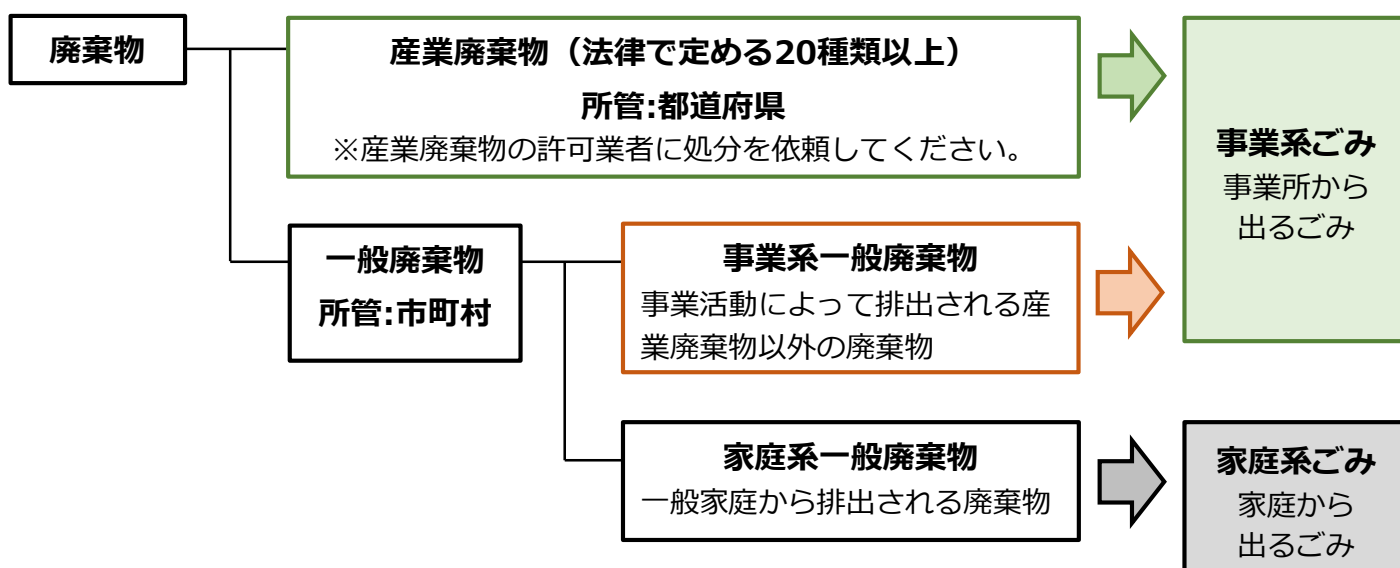
事業活動とは、営利を目的とした事業所や工場、飲食店、商店などに限らず、病院・学校・官公署等の公共サービスや非営利の各種団体（NPO）、個人事業主の方も対象となります。

事業活動に伴って生じた廃棄物の処理責任者は、その事業活動を行った**事業者**です。

廃棄物の種類

事業系ごみには、「**産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）**」と「**事業系一般廃棄物**」があり、名寄地区広域最終処分場や炭化センター、名寄市リサイクルセンター（リサイクルプラザ）に搬入することができるのは、「**事業系一般廃棄物**」のみです。風連一般廃棄物最終処分場に全ての事業系ごみは、搬入できません。

また、事業系ごみには、分別することで「資源」になるものも含まれていますので、分別による資源化へのご協力と、適正な処理をお願いします。



事業系ごみは、自ら処理する責任があります

法律により、事業系ごみは量に関わらず、事業者自らの責任において、適正に処理することとされています。

また、家庭ごみの収集場所に事業系ごみを出した場合は、法律により、不法投棄として罰せられる場合があります。

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において、次のように定められています。

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ② 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。
- ③ 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

事業系ごみの処理方法

- ① 自らの手で処理する。
- ② 事業系一般廃棄物は、名寄市、または、名寄地区衛生施設事務組合の処理施設で処理する。
- ③ 産業廃棄物は産業廃棄物収集運搬業者と産業廃棄物処分業者に、事業系一般廃棄物は一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託する。

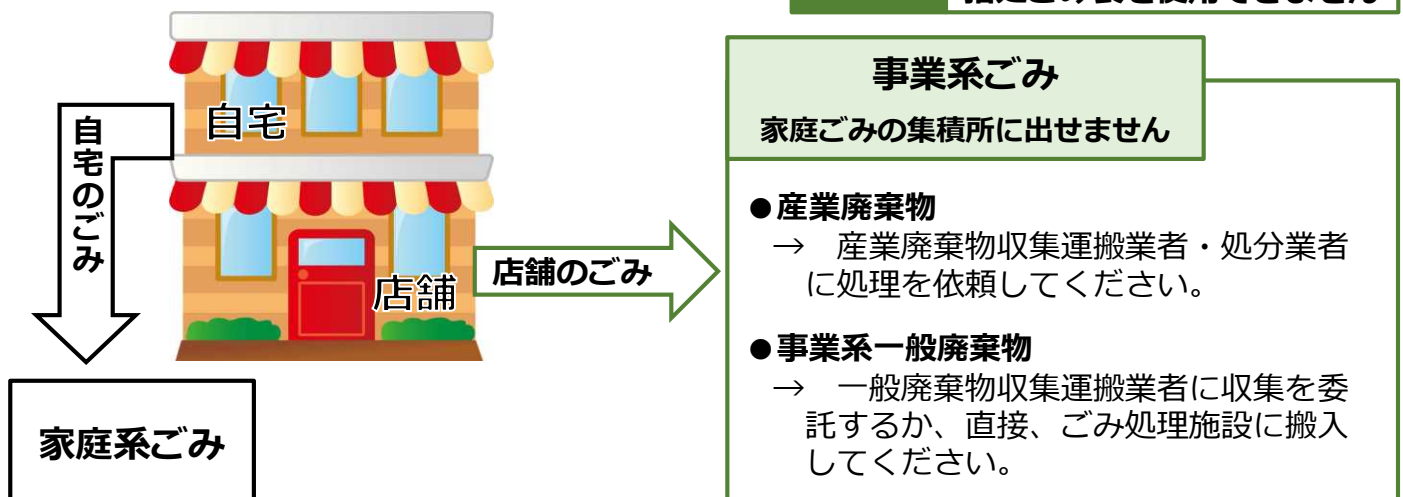
廃棄物を処理するうえで、次の事項を守らなければなりません

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている処理基準を遵守すること。
- 産業廃棄物は、最終処分まで適正に処理すること。
- 事業系一般廃棄物は、名寄市、または、名寄地区衛生施設事務組合が行う処理に協力し、指示を受けること。

店舗と住宅を併用している場合の処理方法は？

注 意

事業所から出るごみには、指定ごみ袋を使用できません



ごみの減量化と資源化にご協力ください

緑豊かな名寄市の自然環境を守るため、事業者の皆様においても、ごみを減らすための「3R」の取組みにご協力ください。

リデュース
Reduce
発生抑制

- 詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選ぶ。
- 耐久消費材は手入れや修理をしながら長く大切に使う。
- 耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選ぶ。

リユース
Reuse
再使用

- リターナブル容器に入った製品を選び、使い終わった時にはリユース回収に出す。
- フリーマーケットやガレージセール等を開催し、不用品の再使用に努める。

リサイクル
Recycle
再利用

- ごみの分別を徹底し、資源として再利用できるものは、必ずリサイクルする。
- リサイクル製品を積極的に利用する。

産業廃棄物の分類と具体例

●産業廃棄物（20種類）

区分	ごみの種類と具体例	業種指定
①紙くず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業 パルプ・紙・紙加工品の製造業 印刷出版を行う出版業、製本業、印刷加工業	有
②木くず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去から 木材・木製品の製造業（家具製造業を含む） パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業 貨物流のために使用したパレット	有
③繊維くず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）	有
④動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物 に係る固形状の不要物	有
⑤動物性固形 不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜 食鳥処理場において食鳥処理した食鳥	有
⑥動物のふん尿	畜産農業に係る動物のふん尿	有
⑦動物の死体	畜産農業に係る動物の死体	有
⑧燃え殻	石炭がら、重油灰、産業廃棄物の焼却残さ等	全事業所
⑨汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活 性汚泥、凝集沈殿汚泥、建設汚泥、ビルビット汚泥等、浄水場の沈殿池から生じる汚泥	全事業所
⑩廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、廃溶剤、タールピッチ等	全事業所
⑪廃酸	廃硫酸、廃塩酸など有機性・無機性を問わず、すべての酸性廃液	全事業所
⑫廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液など有機性・無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液	全事業所
⑬廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなどすべての固形、液状の合成高分 子化合物	全事業所
⑭ゴムくず	天然ゴム	全事業所
⑮金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等	全事業所
⑯ガラスくず、コ ンクリートく ず、陶磁器く ず	ガラス、レンガ、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除 く。）、陶磁器くず等	全事業所
⑰鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす等	全事業所
⑱がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他こ れに類するもの	全事業所
⑲ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設によって集められた もの	全事業所
⑳法施行令第 2条第13号 に規定する産 業廃棄物	上記①～⑱に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃 棄物に該当しないもの（コンクリート固形化物等）	全事業所

※業種指定「有」となっているものは、特定の事業活動に伴って発生するものに限定される品目であり、それら
に該当しない業種から発生する場合は、一般廃棄物となります。

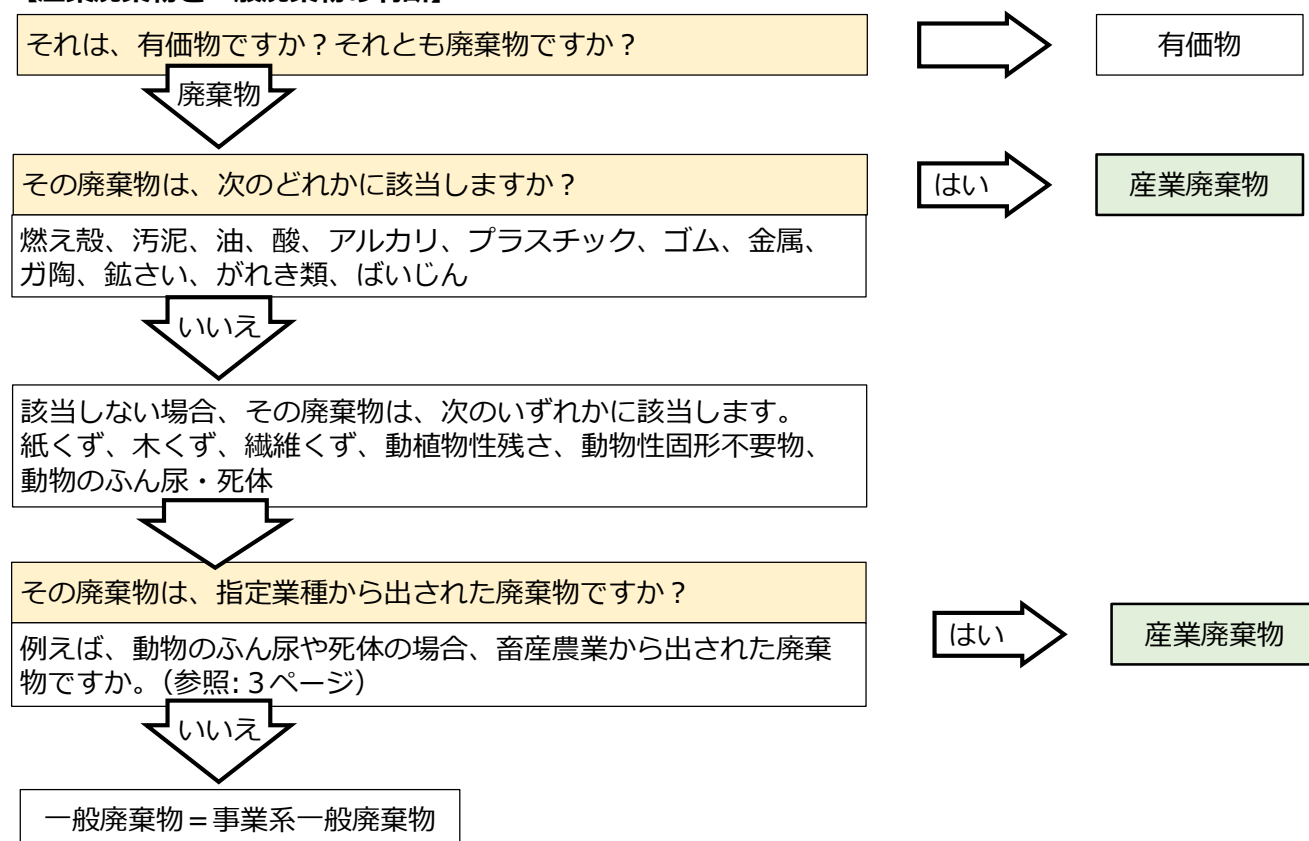
※輸入された廃棄物は、原則としてすべて産業廃棄物として取り扱われます。

●特別管理産業廃棄物

区 分		ごみの種類と具体例
廃	油	揮発性油類、灯油類、軽油類（引火点70℃未満のもの）
廃	酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の酸性廃液
廃	アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上のアルカリ性廃液
感染性産業廃棄物		医療機関等から排出される血液、使用済みの注射針などの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが塗布され、又は染み込んだ紙くず PCBが染み込んだ汚泥、木くず、又は繊維くず PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類又は金属くず PCBが付着した陶磁器くず又はがれき類
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの 大気汚染防止法第2条第10項に規定する特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん機で集められた飛散性の石綿など
	廃水銀等	特定の施設において生じた廃水銀等 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥（※）
	鉍さい	重金属等を一定濃度を超過して含むもの（※）
	燃え殻	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含むもの（※）
	ばいじん	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含むもの（※）
	廃油	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの（※）
	汚泥、廃酸 又は廃アルカリ	重金属等、PCB、有機塩素化合物等、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含むもの（※）

※廃棄物処理法施行規則及び金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（判定基準省令）に定める基準参照

【産業廃棄物と一般廃棄物の判断】



事業系ごみの分別方法

分類	代表的な品目	処理方法
一般廃棄物	●紙くず 	写真 手紙 紙製容器包装類 ●炭化センターに自ら搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。 (注) 業種によっては、産業廃棄物となります。
	●古紙類 	新聞紙 (★) 雑誌 (★) コピー紙 (★) 段ボール ●リサイクルのため、極力、自らリサイクルセンターに搬入するか、古紙類のリサイクル業者に委託してください。 ●汚れなどでリサイクルできない場合、★マークのものは小さくちぎって炭化センターに、それ以外のものは広域最終処分場に自ら搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者に委託してください。 (注) 業種によっては、産業廃棄物となります。
	●リサイクルできない紙	カーボン紙 ノンカーボン紙 ●炭化センターに自ら搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者に委託してください。 (注) 業種によっては、産業廃棄物となります。
	●生ごみ 	食品の食べ残り 売れ残り 調理残さ ●炭化センターに自ら搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者に委託してください。 (注) 業種によっては、産業廃棄物となります。
	●産業廃棄物以外の埋立ごみ	割り箸 木くず ●広域最終処分場に自ら搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者に委託してください。 (注) 業種によっては、産業廃棄物となります。
産業廃棄物	●プラスチック製品 	弁当の容器 ビニール袋 発泡スチロール 緩衝材類 ●リサイクルできるため、資源回収業者や古物商・金属くず商に有償で引き渡してください。 ●廃棄する場合は、産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者に委託し処理してください。 ●リサイクルセンターや風連リサイクルプラザには、搬入できません。
	●びん ●缶類 ●ペットボトル 	空きびん 空き缶 ペットボトル
	●金属類 	一斗缶等 全ての金属くず
	●ガラス・陶磁器類	コップ等のガラス類 茶碗等の陶磁器 ●産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者に委託し処理してください。
	●蛍光管・温度計等水銀使用製品 	蛍光管 水温計 ●購入した店舗等に処理を依頼してください。 ●産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者に委託し処理してください。
	●スプレー缶等	スプレー缶 カセットボンベ ライター ●購入した店舗等に処理を依頼してください。 ●産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者に委託し処理してください。
	●粗大ごみ	対象品目については、市役所市民部廃棄物対策担当 (☎01654-3-2111) までお問い合わせください。

※産業廃棄物収集運搬業者・処分業者は、北海道のホームページでご確認ください。

※名寄市一般廃棄物収集運搬業者は、右の二次元コードからご確認ください。



事業系ごみ Q&A

Q1事業系ごみを炭化センターや広域最終処分場に直接搬入できますか？

A1産業廃棄物に該当しない「事業系一般廃棄物」のみ、搬入することができます。

Q2事業系ごみを市のリサイクルセンターに直接搬入できますか？

A2廃プラスチック類や缶・びん、有害ごみは、業種に関わらず全て産業廃棄物になるため、搬入することができません。古紙類は業種指定に該当しない場合のみ、搬入することが可能です。

Q3事業所から缶やびんの収集は、一般廃棄物収集運搬許可業者への委託は可能ですか？

A3缶やびんは、資源としてリサイクルできますので、可能な限り資源収集業者に収集をお願いしてください。廃棄物として処理する場合、事業活動に伴って排出される空き缶・びんは、業種に関わらず全て産業廃棄物ですので、一般廃棄物収集運搬許可業者ではなく、産業廃棄物収集運搬許可業者に収集を委託してください。なお、自動販売機を設置している場合は、設置業者に容器の引取・リサイクルを依頼してください。

Q4小さな規模の個人商店や店舗付き住宅での事業も事業活動に含まれますか？

A41 ページに記載のとおり、製造業や建設業等に限定されるものではなく、小規模な事業者も該当します。そのような事業活動から排出される産業廃棄物の規定には排出量の条件はないため、多量に排出される場合でも、少量の場合でも排出量に関わらず、適正に処理しなければなりません。

Q5事業者が事業系廃棄物を適正に処理しなかった場合は、どのような罰則を受けますか？

A5廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を適正に処理しなければならない」と定められています。また、名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例第5条で、事業者の責務を規定しています。事業者責任を放棄し、違法な処理を行った場合は、廃棄物処理法に基づく罰則を科せられることがあります。罰則の有無に関わらず、生活環境の保全や資源の有効利用の観点から、廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。

【排出事業者に対する主な罰則（抜粋）】

- 5年以下の懲役、もしくは1,000万以下の罰金、または併科
・ 廃棄物の収集運搬や処分の許可を有しないものに委託
- 5年以下の懲役、もしくは3億円以下（個人や個人事業主等は1,000万円以下）の罰金、または併科
・ 廃棄物を不法に投棄した
・ 廃棄物を不法に焼却した
- 3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金、または併科
・ 廃棄物の処理の委託基準に違反して、収集運搬や処分を委託した

Q6業者に収集運搬や処分を委託した場合、あとは全てその業者に任せておけばいいですか？

A6廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項において、「事業者は、当該の廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされていることから、発生から最終処分が終了するまでの間、自らの責任で適正な処理が行われるよう管理しなければなりません。万が一、受託業者がその廃棄物を不法投棄をした場合、委託した事業者も廃棄物処理法に基づく罰則を科せられることがあります。

事業系一般廃棄物の処理施設



持込施設	① 名寄市 リサイクルセンター	② 炭化センター	③ 名寄地区広域 最終処分場	④ リサイクルプラザ
住所	名寄市 字大橋140番地	名寄市 字大橋140番地	名寄市 字内淵311番地	名寄市 風連町字中央768番地
電話番号	01654-3-2111 (名寄市役所)	01654-2-9090 (名寄地区衛生施設事務組合)	01654-2-1598 (名寄地区衛生施設事務組合)	01654-3-2111 (名寄市役所)
受入時間	8:30~17:00	9:00~16:00	8:45~16:30 入場は16:00まで	【4~11月】 10:00~15:00 【12~3月】 10:00~13:00
休み	日曜日 12月31日~1月3日	日曜日 12月31日~1月3日	日曜日 12月31日~1月3日	水・土・日曜日 ※第2土曜日・第4日曜日は受入 12月31日~1月3日
持込可能なごみ	事業系一般廃棄物の 古紙類のみ	事業系一般廃棄物の 紙くず・生ごみ	事業系一般廃棄物の 木くず・草類・天然繊維・天然皮製品	事業系一般廃棄物の 古紙類のみ

問い合わせ

事業系一般廃棄物に関すること
 名寄市市民部廃棄物対策担当
 名寄市大通南1丁目1番地
 ☎01654-3-2111 (代表)

産業廃棄物に関すること
 北海道上川総合振興局
 保健環境部環境生活課
 ☎0166-46-5921 (直通)